

## 入札参加者の皆様へ

建設業の働き方改革や施工時期の平準化に向けた取組が進められている中、本市におきましては、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、工事開始前に労働者の確保や建設資機材の調達ができる余裕期間を設定する「任意着手方式」を試行的に導入いたします。

平成31年度までを試行期間とし、よりよい制度構築のため、検証を行ってまいります。

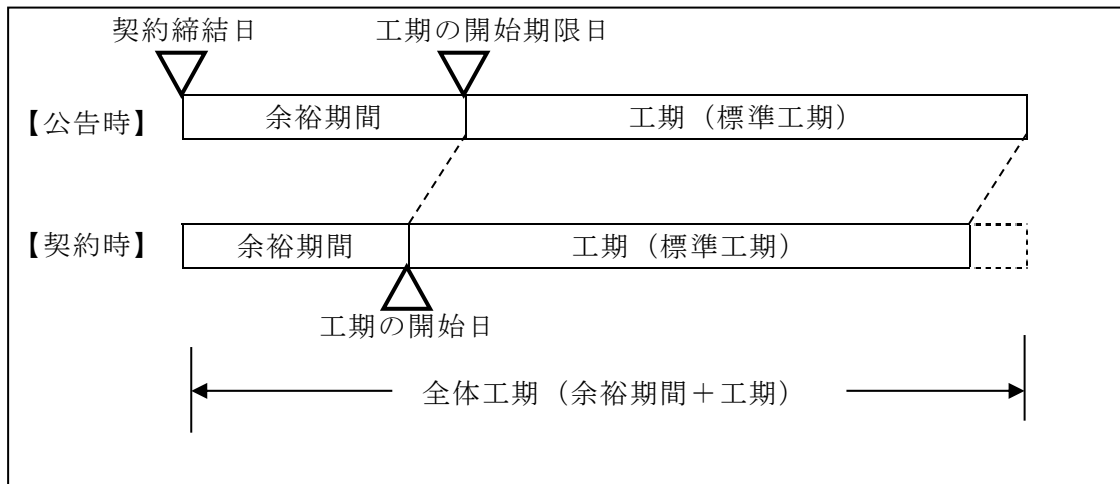
平成30年9月28日  
宇都宮市上下水道局企業総務課

### 任意着手方式の試行導入について

#### 1 制度概要

##### (1) 任意着手方式とは

契約締結日から発注者が示した工期の開始期限日までの間で、受注者が工期の開始日を任意に選択する方法です。



##### 【用語の定義】

余裕期間：契約締結日から工期の開始日までの期間

- ・建設資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工を含め、工事に着手できない。
- ・建設資機材の調達や労働者確保などの事前準備を行うことができる。
- ・現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない。

工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工と後片付けに要する期間を含む

全体工期：余裕期間と工期を合わせた期間

##### (2) 対象工事

130万円超の建設工事（総合評価落札方式を除く。）で以下に該当するもののうち、発注者が必要と認めたものとします。

- ・年度内に標準工期を確保できる工事
- ・余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事
- ・継続費、繰越明許費、債務負担行為が設定されている場合は、当該期間内に標準工期を確保可能な工事

### **(3) 余裕期間の設定**

余裕期間は、工期の30%かつ4か月を超えない範囲で設定します。

## **2 設定工事の取扱い**

### **(1) 工期の開始期限日の設定**

工期の開始期限日は、工事ごとに公告及び特記仕様書に示すこととします。

### **(2) 工期の開始日の設定**

受注者は、工期の開始期限日までの間で工期の開始日を任意に設定し、「事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格確認の申請書(以下、「確認申請書」という。)」提出時に、様式第1号「工期開始日通知書」により、発注者に通知することとします。

### **(3) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置**

余裕期間は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置は不要です。

現場代理人、主任技術者及び監理技術者の選任については、確認申請書の提出時とします。

なお、工期の開始日に、確認申請書の提出時に選任した技術者を配置できない場合には、同等以上の資格を持つ技術者を配置してください。配置できない場合には、約款の規定に基づき契約を解除し、宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づき、入札参加資格を停止します。

### **(4) 契約保証金**

契約（履行）保証を要する場合の保証期間は、契約締結日から工期末までを含む期間とします。

### **(5) 前払金**

前払金については、契約締結後から請求できるものとします。

### **(6) 現場管理**

余裕期間中の現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は、建設資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工を含め、工事を開始できません。

なお、現場に入らないでできる事前準備（建設資機材の調達、労働者確保等）を自らの裁量で行うことはできることとします。

## **3 適用日**

平成30年10月1日以降に公告する案件に適用します。